1.2　船舶の受入れ

この船舶の再資源化施設は、条約が適用される船舶及び条約第３条４の規定により同様に取り扱われる船舶につき、条約附属書第17規則の規定に従ってのみ再資源化のために受け入れることができる。

1.3　熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件

この船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化の工程を通じ、熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件を設定し、維持し、及び監視する能力を有する。

1.4　有害物質の管理

この船舶の再資源化施設は、条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に従って設計され、建設され、運営されている。また、この船舶の再資源化施設は、全ての有害物質の管理が条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に適合する安全かつ環境上適正なものであることを確保することを要求される。

1.5　船舶の再資源化の作業の地図及び位置

船舶の再資源化施設の境界及び当該境界内において行われる船舶の再資源化の作業の位置を示す地図を、この追補に添付する。

2　船舶の再資源化施設の能力

2.1　船舶の大きさ

この船舶の再資源化施設は、次に掲げる大きさの制限に従うことを条件として、再資源化のために船舶を受け入れる権限を有する。

最大寸法		その他の制限
長さ		
幅		
軽荷重量		

2.2　有害物質の安全かつ環境上適正な管理

この船舶の再資源化施設は、次の条件に従うことを条件として、再資源化のため、次の表に掲げる有害物質を含む船舶を受け入れる権限を有する。

有害物質（注４）	有害物質の管理			許可／制限
	除去 該当あり／該当なし （注２）	蔵置 該当あり／該当なし	処理（注１） 該当あり／該当なし （注３）	
石綿				
オゾン破壊物質				
ポリ塩化ビフェニル（PCB）				
防汚化合物及び防汚方法				
カドミウム及びカドミウム化合物				
六価クロム及び六価クロム化合物				
鉛及び鉛化合物				
水銀及び水銀化合物				
ポリ臭化ビフェニル（PBB）				
ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）				
ポリ塩化ナフタレン（塩素原子が４以上のものに限る。）				
放射性物質				
塩化パラフィン（クロロアルカン）（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）				
有害な液体、残留物及び沈殿物				
引火性が高度の塗料及び被覆又は毒性を有する物質の放出をもたらす塗料及び被覆				
上記以外の有害物質であって、船舶の構造の一部でないもの（明記すること。）				

注１　処理とは、船舶の再資源化施設における有害物質の次のような処理をいう。

a　有害物質の焼却

b　有害物質の回収利用

c　油性残留物の処理

注２　該当ありの場合には、有害物質の除去を実行する権限を与えられた責任を有する職員について、証書の番号その他の関連情報と共に船舶の再資源化施設に係る計画に明記すること。

注３　該当なしの場合には、有害物質が処理され、又は処分される場所について船舶の再資源化計画に記載すること。

注４　これらの有害物質については、付録１及び付録２並びに条約附属書第20規則において特定する。

付録４　船舶の再資源化の開始予定についての報告の様式

.....
（船舶の再資源化施設の住所）
に所在する

.....
（船舶の再資源化施設の名称）
は、

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の要件に従い、.....
（国の名称）
政府の権限の下に船舶の再資源化を行うことについて、

.....
（発給の場所）
において発給された船舶の再資源化を行うための許可証に記載のとおり、

.....
（条約上の権限のある当局の正式名称）
により、

（日／月／西暦年）.....
（発給の日）
に許可を与えられた。

ここに、この船舶の再資源化施設が、この船舶.....
（国際海事機関船舶識別番号）
の再資源化を開始するに当たり、全ての準備を完了したことを報告する。